

議案第五十七号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成十九年九月二十一日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二(二)中

杉並区立ゆうゆう 天沼館		和室	二二・五	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
		洋室	五五・〇	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

を

杉並区立ゆうゆう 今川館				洋室一	六二・六	一、四〇〇円	一、八〇〇円	一、四〇〇円
				洋室二	四七・七	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円
				洋室一 体使用	一一〇・三	二、四〇〇円	三、二〇〇円	二、四〇〇円
				ホール	一〇一・八	三、五〇〇円	四、六〇〇円	三、五〇〇円

に改め、

天沼館 杉並区立ゆうゆう		集会室	和室	二二・五	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
＂							
洋室							
				五五・〇	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

同表杉並区立ゆうゆう西荻北館の項中「二、五〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館の項中「二、一〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表杉並区立ゆうゆう下井草館の項中「二、五〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、一〇〇円」に改める。

附 則

- この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第二（二）の改正規定中杉並区立ゆうゆう西荻北館、杉並区立ゆうゆう阿佐谷北館及び杉並区立ゆうゆう下井草館に係る部分並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二（二）杉並区立ゆうゆう今川館の項に規定する集会室及びホールの使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

ゆうゆう今川館の集会室及びホールの使用料を定める等の必要がある。